

## 令和7年度川崎市立病院総合医療情報システム更新に向けた仕様作成支援業務委託

### 1 委託目的

本業務は、総合医療情報システム更新に際し、現状の稼働状況や運用を踏まえ、総合医療情報システム更新に向けた作業内容をはじめ、令和8年度に想定している調達仕様書の完成及びシステムベンダー選定に向けて、総合医療情報システムの方針決定及び調達仕様書の骨子を取りまとめるものである。

本年度（令和7年度）においては、病院局内で総合医療情報システム更新に向けて方針案を作成し、局内合意を図ることになるが、技術的妥当性の助言、更新に向けた概算費用の算出、資料のとりまとめ作業等を支援いただき、専門の見地から助言・提言をいただくものとする。

また、本年度から川崎市立川崎病院（以下、川崎病院）及び川崎市立井田病院（以下、井田病院）にて調達仕様書の機能要件の精査をはじめ、部門システムの選定作業を進めていくことになるが、調達仕様書に記載すべき内容を総合的に精査し、進捗管理等を行いながら調達仕様書骨子の作成作業を行うものとする。

なお、本業務を進めるに当たって今後のスケジュールは下記のとおりを想定している。

- ・令和7年度：システム更新に向けた方針策定、調達仕様書の骨子作成
- ・令和8年度：調達仕様書完成、システムベンダーの選定
- ・令和9年度：システム要件定義、設計・構築
- ・令和10年度：システム構築、テスト検証、データ移行作業、システム稼働

### 2 件名

令和7年度川崎市立病院総合医療情報システム更新に向けた仕様作成支援業務委託

### 3 履行期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

### 4 履行場所

川崎市川崎区砂子 1-8-9 川崎御幸ビル7階	川崎市病院局
川崎市川崎区新川通 12-1	川崎市立川崎病院
川崎市中原区井田 2-27-1	川崎市立井田病院

### 5 委託内容

#### (1) 更新方針のとりまとめ

現在、病院局では総合医療情報システムの更新に当たり、更新案の検討をはじめ、システムベンダーに対して導入金額の確認、部門システムの選定に向けた調整等を進めているが、本年度の局内での方針決定に向けた必要資料の作成、システムベンダーに対する提案依頼、更新に向けた概算金額の算出等のとりまとめを行うとともに、専門の見地で病院局職員に対して助言・提言を行い、更新方針としてとりまとめ、局内での合意につなげるための支援を行う。

#### (2) 調達仕様書骨子作成

現在、川崎病院では総合医療情報システムの機能要件の整理を進めているが、令和8年度に調達仕様書を完成させるに当たって、本年度行うべき作業の洗い出しをはじめ、川崎病院と井田病院の機能要件に関する仕様の整合性を第三者の視点でチェックし助言等を行い、非機能要件等については記載すべき内容について情報を整理し、調達仕様書の骨子を取りまとめる。

(3) 進捗管理及び作業支援

本年度の作業を滞りなく進めるに当たって、作業計画を提案し進捗管理をはじめ、課題に対する改善提案を行い、関係者間での情報共有の支援を行うものとする。

なお、各病院における作業において作業計画に基づき遅延等が発生しないよう、マネジメントを行い必要に応じて作業支援を行うものとする。

(4) その他

業務に付随する作業を行う他、令和8年度に行う作業内容やシステムベンダー選定等のイメージ提案を行うものとする。

## 6 実施体制

(1) 受託者の条件

過去3年間で500床以上の医療機関において、電子カルテを中心とする医療情報システムの構築計画策定、ベンダーの選定業務、調達に関わる仕様書作成業務のいずれかを受託していること。

(2) 従事者の条件

本業務における従事者は、主担当、副担当の2名以上の専門スタッフを配置し、プロジェクトマネージャを1名従事させること。また、医療情報システムのみならず、病院経営の現状についても知見を有する人材がおり、必要に応じて幅広く助言等を行えること。さらに国の施策や医療DXの知見も有しており、技術的な潮流などを総合的に勘案した上で取りうる方向性を踏まえて提案できること。

## 7 成果物

完成図書を一式提出すること。

(1) 更新方針のとりまとめ

- ・更新方針

(2) 調達仕様書骨子作成

- ・調達仕様書骨子

(3) 進捗管理及び作業支援

- ・作業計画／スケジュール／課題管理表／役割分担のわかるもの
- ・会議議事録

(4) その他

- ・関連資料
- ・令和8年度作業内容イメージ

## 8 その他の委託要件について

(1) 本事業開始に当たり、受託者側の役割を明確化した体制表及び詳細スケジュールを提示

すること。

- (2) 受託者は、業務終了後、速やかに委託業務完了届を病院局に提出し、当該業務の履行状況について検査を受けなければならない。
- (3) 受託者は、前項の検査合格後、病院局の指定する方法で当該委託料を請求するものとする。
- (4) その他、本業務の実施に当たり、本仕様書に記載の無い事項または疑義が生じた場合は、病院局と協議を行い、承認を得た上で作業を実施すること。
- (5) 受託者は、本仕様書に定めた内容にとどまらず、各病院にとって有益な提案や関係情報の提供を積極的に行うこと。

## 9 情報等の適正な維持管理

- (1) 本仕様書に基づくすべての作業において、病院局が提供した業務上の情報を第三者に開示、又は漏洩しないこと。また、そのために必要な措置を講ずること。
- (2) 病院局が提供する資料は、原則として貸出しによるものとし、納入期限までに返却すること。また、当該資料の複写及び第三者への提供はしないこと。
- (3) 病院局が提供した情報を第三者に開示することが必要である場合は、事前に病院局担当職員と協議の上、病院局の承認を得ること。
- (4) 受注者は、業務を遂行するにあたって、川崎市が定める「川崎市情報セキュリティ基準」、川崎市立井田病院総合医療情報システム運用管理要綱、「川崎病院総合医療情報システム運用管理基準」等の関係法令・条例を遵守すること。

以上